

令和 8 年 3 月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

### 各種規定等の改定のお知らせ

平素より、東京ベイ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みへの対応、およびマネー・ローンダリング等に関する取引制限について各種規定等を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の新規定は、規定改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 記

#### 1. 改定する規定等

- (1) 当座勘定規定（一般用）および、手形用法・小切手用法
- (2) 当座勘定規定（2026年4月以降の新規口座開設用）
- (3) 普通預金規定（決済用普通預金規定）
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 総合口座取引規定（決済用総合口座取引規定）
- (7) 通知預金規定
- (8) 定期預金共通規定
- (9) 積立定期預金規定
- (10) 定期積金規定
- (11) 代金取立規定

#### 2. 改定実施日

令和8年6月1日（月）

#### 3. 改定内容および改定箇所

- (1) 当座勘定規定（一般用）、および手形用法・小切手用法  
手形・小切手の振出期限と、他行および当金庫他支店が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について追記します。

※ 当座勘定規定（一般用）新旧対照表（下線部が改定箇所）

改定後	改定前
<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れますが、<u>2026年10月1日以降は、証券類は受入れません。ただし、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は、振出日が2026年9月30日までのものに限り支払地（支払場所）の店舗でのみ受入れます。</u></p> <p>(2) (3) (4) 現行どおり</p>	<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>(2) (3) (4) 省略</p>
<p><b>第7条（手形、小切手の支払等）</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2) (3) (4) 現行どおり</p>	<p><b>第7条（手形、小切手の支払等）</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) (3) (4) 省略</p>
<p><b>第8条（手形、小切手用紙等）</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3) (4) 現行どおり (削除)</p> <p>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、そ</p>	<p><b>第8条（手形、小切手用紙等）</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) (4) 省略</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>（2026年3月31日をもって廃止）</u></p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、そ</p>

の限りではありません。	の限りではありません。
<b>第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</b> (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 現行どおり	<b>第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</b> (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略
<b>第19条 (線引小切手の取扱い)</b> (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 現行どおり	<b>第19条 (線引小切手の取扱い)</b> (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略
<b>約束手形用法</b> 1. ～2. 現行どおり 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 4. ～9. 現行どおり	<b>約束手形用法</b> 1. ～2. 省略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。 4. ～9. 省略
<b>為替手形用法</b> 1. ～3. 現行どおり 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 5. ～11. 現行どおり	<b>為替手形用法</b> 1. ～3. 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。 5. ～11. 省略
<b>小切手用法</b> 1. 現行どおり 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	<b>小切手用法</b> 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</u>

3. ～9. 現行どおり	3. ～9. 省略
--------------	-----------

(2) 当座勘定規定（2026年4月以降の新規口座開設用）

他行および当金庫他支店が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について追記します。

※ 当座勘定規定（2026年4月以降の新規口座開設用）新旧対照表

（下線部が改定箇所）

改定後	改定前
<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れますが、<u>2026年10月1日以降は、証券類は受入れません。ただし、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は、振出日が2026年9月30日までのものに限り支払地（支払場所）の店舗でのみ受入れます。</u></p> <p>(2) (3) (4) 現行どおり</p>	<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>(2) (3) (4) 省略</p>

(3) 普通預金規定（決済用普通預金規定）

他行および当金庫他支店が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について追記します。

なお、貯蓄預金規定（第2条）も同様の内容で改定します。

※ （例）普通預金規定（決済用普通預金規定）新旧対照表（下線部が改定箇所）

改定後	改定前
<p><b>2.（証券類の受入れ）</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れますが、<u>2026年10月1日以降は、証券類は受入れません。ただし、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は、振出日が2026年9月30日までのものに限り支払地（支払場所）の店舗でのみ受入れます。</u></p> <p>(2) (3) (4) (5) 現行どおり</p>	<p><b>2.（証券類の受入れ）</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) (3) (4) (5) 省略</p>

(4) 納税準備預金規定

他行および当金庫他支店が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について追記します。

併せて、マネー・ローンダリング等に関する取引制限について定めます(第14条)。

※ 納税準備預金規定 新旧対照表 (下線部が改定箇所)

改定後	改定前
<p><b>2. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れますが、<u>2026年10月1日以降は、証券類は受入れません。ただし、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は、振出日が2026年9月30日までのものに限り支払地(支払場所)の店舗でのみ受入れます。</u></p> <p>(2) (3) (4) (5) 現行どおり</p>	<p><b>2. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) (3) (4) (5) 省略</p>
<p><b>6. (利息)</b></p> <p>(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および第<u>15</u>条第3項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金の利率を適用することなく、その金額につき当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。</p> <p>(1) (3) 現行どおり</p>	<p><b>6. (利息)</b></p> <p>(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および第<u>14</u>条第3項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金の利率を適用することなく、その金額につき当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。</p> <p>(1) (3) 省略</p>
<p><b>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、第<u>15</u>条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第<u>15</u>条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p><b>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、第<u>14</u>条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第<u>14</u>条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p><b>14. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) <u>当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく</u></p>	<p><b>(追加)</b></p>

<p>指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格、在留期間、その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、在留期間が経過したときまたは在留資格を取り消されたときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>	
15. (解約等)	14. (解約等)
16. (通知等)	15. (通知等)
17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)	16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)	18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
20. (規定の変更)	19. (規定の変更)

(5) 総合口座取引規定（決済用総合口座取引規定）

他行および当金庫他支店が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について追記します。

併せて、マネー・ローンダリング等に関する取引制限について定めます（第18条・

第19条)。

※ 総合口座取引規定（決済用総合口座取引規定）新旧対照表（下線部が改定箇所）

改定後	改定前
<p><b>3. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れますが、<u>2026年10月1日以降は、証券類は受入れません。ただし、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は、振出日が2026年9月30日までのものに限り支払地（支払場所）の店舗でのみ受入れます。</u></p> <p>(2) (3) (4) (5) 現行どおり</p>	<p><b>3. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) (3) (4) (5) 省略</p>
<p><b>18. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p><u>この預金口座は、第20条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第20条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p><b>19. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) <u>当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合が</u></p>	<p>(追加)</p>

<p>あります。</p> <p>(3) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格、在留期間、その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、在留期間が経過したときまたは在留資格を取り消されたときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p>	
<p><b>20. (解約等)</b></p> <p>(1) (2) (3) 現行どおり</p> <p>(4) 前項に基づく解約をした場合に、第21条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p><b>18. (解約等)</b></p> <p>(1) (2) (3) 省略</p> <p>(4) 前項に基づく解約をした場合に、第19条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
<p><b>21. (差引計算等)</b></p>	<p><b>19. (差引計算等)</b></p>
<p><b>22. (譲渡、質入れの禁止)</b></p>	<p><b>20. (譲渡、質入れの禁止)</b></p>
<p><b>23. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p>	<p><b>21. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p>
<p><b>24. (この取引に係る預金の休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（「休眠預金等活用法」）において、この取引における預金のいずれかも将来における債権の行使が期待される事由（普通預金規定（決済用普通預金規定）第17条第2項、定期預金共通規定第11条第2項、定期積金規定第17条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p>	<p><b>22. (この取引に係る預金の休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（「休眠預金等活用法」）において、この取引における預金のいずれかも将来における債権の行使が期待される事由（普通預金規定（決済用普通預金規定）第16条第2項、定期預金共通規定第10条第2項、定期積金規定第16条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p>
<p><b>25. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p>	<p><b>23. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p>

26. (未利用口座管理手数料)	24. (未利用口座管理手数料)
27. (規定の変更)	25. (規定の変更)

(6) 通知預金規定

他行および当金庫他支店が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について追記します。

なお、定期預金共通規定（第1条）、積立定期預金規定（第3条）も同様の内容で改定します。

※ (例) 通知預金規定 新旧対照表（下線部が改定箇所）

改定後	改定前
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日としますが、<u>2026年10月1日以降は、証券類は受入れません。ただし、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は、振出日が2026年9月30日までのものに限り支払地（支払場所）の店舗でのみ受入れます。</u></p> <p>(2) 現行どおり</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p>

(7) 定期積金規定

他行および当金庫他支店が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について追記します。

※ 定期積金規定 新旧対照表（下線部が改定箇所）

改定後	改定前
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日としますが、<u>2026年10月1日以降は、証券類は受入れません。ただし、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は、振出日が2026年9月30日までのものに限り支払地（支払場所）の店舗でのみ受入れます。</u></p> <p>(2) 現行どおり</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2) 省略</p>

(8) 代金取立規定

振出期限を超えて振出された当金庫宛の手形・小切手について、代金取立の受付終了を追記します。

※ 代金取立規定 新旧対照表（下線部が改定箇所）

改定後	改定前
<p><b>2. (対象となる手形、小切手)</b></p> <p>対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。(支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形と振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。) <u>また、2026年9月30日を超えて振出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、代金取立受付の対象外となります。</u></p>	<p><b>2. (対象となる手形、小切手)</b></p> <p>対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。(支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形と振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。)</p>

※ 詳しくは、お取引のある店舗の窓口、または渉外担当者へおたずねください。

以 上